

「上北そば」認定店認定制度実施要領

制 定 令和2年8月24日
一部改正 令和5年8月23日
一部改正 令和7年10月27日

(目的)

第1 この要領は、十和田市、三沢市及び上北郡の町村で生産されたそば（以下、「上北そば」という。）を扱う飲食店及び小売店等を、「上北そば」認定店（以下、「認定店」という。）として認定し、「上北そば」の知名度向上と生産・消費拡大に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領における「上北そば」の定義は、次のとおりとする。

- (1) 十和田市、三沢市及び上北郡の町村で生産されたそばであること。
- (2) 品種は、「にじゅたか」、「階上早生」、「キタワセソバ」であること。

(実施体制)

第3 「上北そば」認定店認定制度は、青森県上北農林水産事務所農業普及振興室、上北管内の市町村、農業協同組合、そば生産組織、そば実需者、かみきた産直ネットワークで構成する「上北そば活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）により実施する。

(認定基準)

第4 認定店は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 十和田市、三沢市及び上北郡の町村において、「上北そば」を扱う飲食店及び小売店等であること。
- (2) 「上北そば」を使用したメニュー、商品等の提供期間は必ずしも通年であることを要しないが、原料のそばはすべて「上北そば」であること。
- (3) そば麵の場合、そば粉の割合が50%以上（小麦粉などのつなぎがそば粉の割合を超えないこと。）であること。
- (4) 認定に関する情報の公開について承諾していること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守していること。

(認定)

第5 認定店の認定を受けようとする店舗の代表者は、「上北そば」認定店認定申請書（様式第1号）により協議会（青森県上北農林水産事務所農業普及振興室）に申請するものとする。ただし、店舗を複数有する者にあっては、店舗ごとに申請するものとする。

2 協議会は、前項の規定による申請書を受理し、第4の基準を満たすと認める場合、「上北そば」認定店として認定を行うものとする。

3 協議会は、前項の認定を行った場合、「上北そば」を使用したメニューを提供する飲食店に対しては「上北そば」提供店認定証（様式第2-1）、「上北そば」を取り扱う小売店等

に対しては「上北そば」販売店認定証（様式第2－2）を交付するものとする。

4 認定店の認定期間は、認定した日からその年度の3月31日までとする。ただし、認定内容に変更がなく、かつ辞退の届出がない場合は、自動更新するものとする。

（変更の届出）

第6 認定店の代表者は、申請内容に変更があったときは、速やかに「上北そば」認定店認定変更届出書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

（認定の辞退）

第7 認定店の代表者は、第4の基準を満たさなくなったとき又は認定の取消を求めるときは、速やかに「上北そば」認定店認定辞退届出書（様式第4号）を協議会に届出するとともに、認定証（飲食店にあっては認定証及び認定プレート）を返還しなければならない。

（認定店の責務）

第8 認定店は、お客様から見える位置に認定証（飲食店は認定証及び認定プレート）を掲示するものとする。

2 認定店は、「上北そば」をお客様にPRするとともに、「上北そば」の知名度向上に係る活動等に協力するものとする。

3 認定店で「上北そば」以外のそばを同時に提供（販売）する場合は、消費者が「上北そば」を選べるように工夫するものとする。

（現地確認）

第9 協議会は、認定店に対し、第4の基準を満たしているかを現地確認することができるものとする。

（認定の取り消し）

第10 協議会は、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

（1）第9の確認により認定基準を満たしていないと認められた場合

（2）その他、協議会が認定店として適正を欠くと認めた場合

2 前項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定証（飲食店にあっては認定証及び認定プレート）を返還しなければならない。

（その他）

第11 その他、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年8月24日から施行する。